

27全国高体連第411号
平成28年2月29日

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿
同 上 理事長 殿
(公財)全国高体連各専門部 部長 殿
同 上 委員長 殿

(公財)全国高等学校体育連盟
会長 小野 九



体罰根絶のための取り組みについて (依頼)

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展をはじめ、インターハイの開催にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新聞等でも大きく報道されましたが、2月24日東京地裁は、高等学校バスケットボール部主将の自殺についての訴訟判決として、設置者に対し7500万円の損害賠償を命じました。我々高体連関係者をはじめスポーツ指導者は、この判決を重く受止め、あらためて体罰根絶に向けた取り組みを強化する必要があります。

本連盟では、平成25年4月にスポーツ関係5団体と「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」の採択、平成26年5月には「体罰根絶全国共通ルールの制定について(通知)」を発出して同年7月1日より施行適用し、また、インターハイ全競技会場には根絶スローガンを記した横断幕を掲出するなどの取り組みを行ってまいりました。さらに、平成27年10月15日には日本体育協会と体罰根絶のための情報共有について協定を締結し、取り組みを強化したところです。各都道府県高体連、各専門部におかれましても、体罰根絶に向け様々なお取り組みをいただいていることと存じます。

しかし、平成26年7月1日の本ルール施行以降、適用された事案は平成26年度の9ヶ月間における10数件に対し、平成27年度においては本日までに30件を越すというきわめて深刻な状況です。スポーツ指導における体罰はもちろん、ましてや学校教育に位置付けられた部活動指導における体罰は、生徒の健全育成とは相容れず、競技力向上へもつながらない許されざる行為です。生徒を鍛え成長させるための厳しい指導は、時として必要であるかもしれませんが、厳しい指導と体罰はまったく異なることと考えております。

つきましては、この機会に管下の加盟校及びすべての指導者にあらためて体罰根絶を周知徹底し、取り組みを一層強化するようお願いいたします。